

JPMワールド・CB・オープン

追加型投信／内外／その他資産(転換社債)

2012.4.26

この目論見書により行うJPMワールド・CB・オープン(以下「ファンド」といいます。)の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)(以下「金融商品取引法」といいます。)第5条の規定により有価証券届出書を平成23年10月31日に関東財務局長に提出しており、その届出の効力は平成23年11月1日に生じております。また、金融商品取引法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成24年2月28日および平成24年4月26日に関東財務局長に提出しております。

委託会社

[ファンドの運用の指図を行います。]

JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第330号
 設立年月日 平成2年10月18日
 資本金 2,218百万円(平成24年2月末現在)
 運用する投資信託財産の合計純資産総額
 12,946億円(平成24年2月末現在)

照会先

TEL:03-6736-2350
 (受付時間は営業日の午前9時～午後5時)
 HPアドレス:<http://www.jpmorganasset.co.jp>

受託会社

[ファンドの財産の保管および管理を行います。]

三井住友信託銀行株式会社
(再信託受託会社:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)

- ファンドの販売会社および基準価額等の詳細な情報は、左記の委託会社のホームページで閲覧できます。
- 金融商品取引法第15条第3項に基づき、投資者の請求により交付される目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は、左記の委託会社のホームページに掲載されており、ファンドの投資信託約款は請求目論見書に添付されています。
- 請求目論見書は、ご請求により販売会社が交付いたします。
- 請求目論見書の交付をご請求された場合には、その旨を記録してさせていただきますようお願いいたします。

○本文書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

○ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。

○ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	その他資産(転換社債)	その他資産(投資信託証券(その他資産(転換社債)))	年2回	グローバル(日本を含む)	ファミリーファンド	あり(適時ヘッジ)

ファンドを含むすべての商品分類、属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページをご覧ください。
 HPアドレス:<http://www.toushin.or.jp/>

ご購入に際しては、本文書の内容を十分にお読みください。

1

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

世界各国のCB（転換社債）を実質的な主要投資対象として運用を行い、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をはかることを目的とします。

CBとは

一定の条件で株式に転換できる権利（転換権）のついた債券で、一般に「CB」（英語：Convertible Bond）または「転換社債」と呼ばれています。株式と債券の両方の性格をあわせもっています。

株式の性格

株式に転換できる

一定の条件で株式に転換できる権利（転換権）がついています。

株価との連動性

CBの値動きは転換対象の株式の値動きと連動する傾向があります。



株価上昇局面での値上がり期待

債券の性格

利息がつく*1

一般的に、利払い日に利息を受け取ることができます。CBには株式への転換権という特典がつくため、利息は転換権のない社債よりも低くなります。

額面で償還される*2

償還時には額面の金額を受け取ることができます。



株価下落局面でもCBの下値は限定的

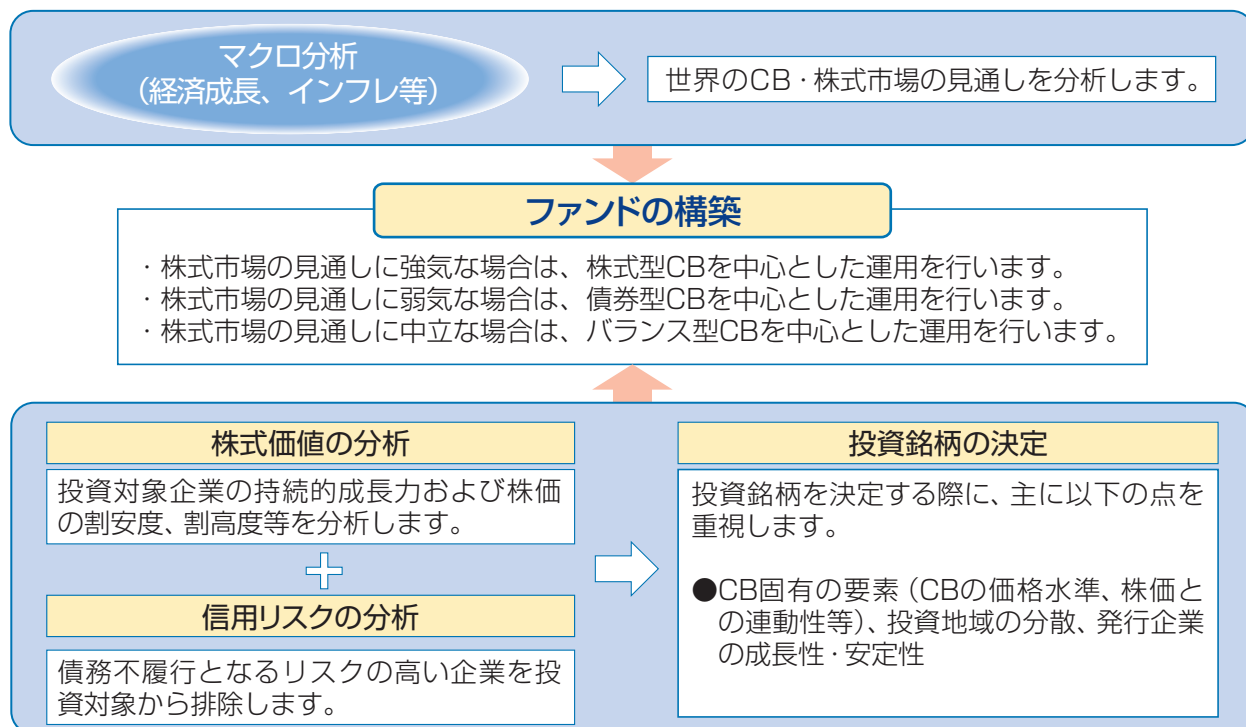
*1 利率が0%という発行条件のCBもあり、必ず利息が受取れるとは限りません。

*2 発行体が倒産した場合、額面で償還されないことがあります。

ファンドの特色

1 CBへの投資にあたっては、投資地域分散をはかりながら、価格水準、株価との連動性等の投資効率、発行企業の成長性および安定性等を総合的に分析し、魅力的な銘柄を選定します。

<運用プロセス>

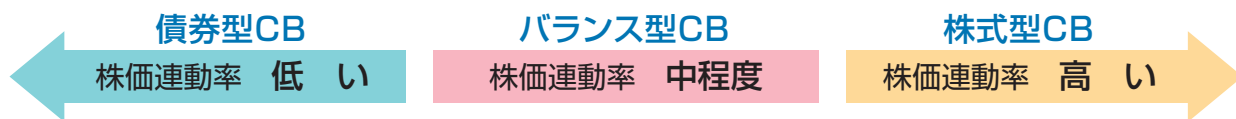


<CBには以下のような分類・特徴があります>

●CBの分類

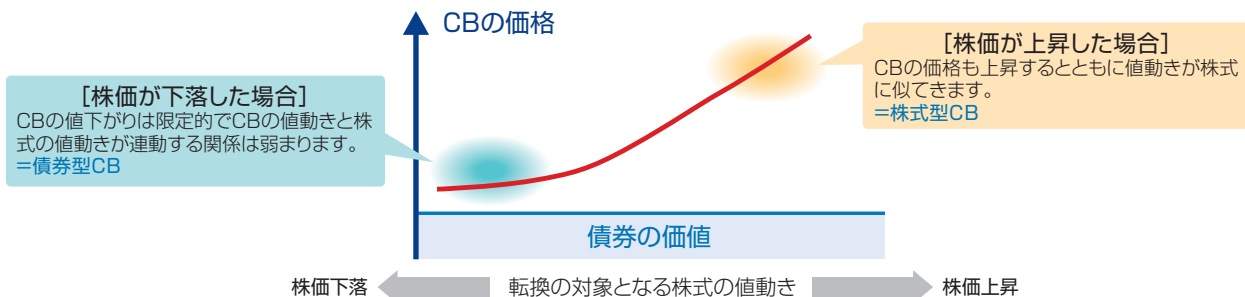
- CBには、株価との連動性が高く株式的な特性を持つもの(=株式型CB)
- 株価との連動性が低く債券的な特性を持つもの(=債券型CB)
- 両者の中間的な特性を持つもの(=バランス型CB)

があります。



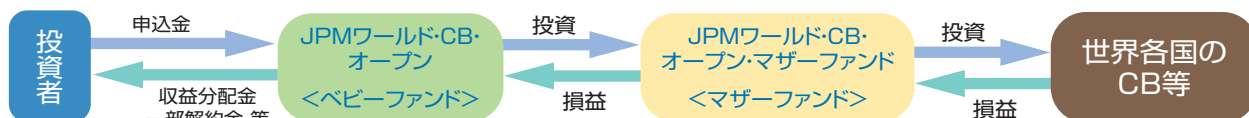
●CBの値動きの特徴

一般的に、CBの価格は、株価の上昇・下落に伴い、以下のように推移します。また、同時に分類も変わります。



2 弾力的に為替ヘッジを行うことにより、主として為替変動による基準価額の下落リスクを軽減させることを目指します。

3 ファンドの運用はファミリーファンド方式*により、マザーファンドを通じて行います。



*ファミリーファンド方式とは、ベビーファンドの資金をマザーファンドに投資して、マザーファンドが実際に有価証券に投資することにより、その実質的な運用を行う仕組みです。

4 JPモルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッド(英国法人)に運用を委託*します。
*為替ヘッジを除きます。

「JPモルガン・アセット・マネジメント」グループのグローバルなネットワークを活用し、運用を行います。

投資の対象とする資産の主な投資制限

- 株式(ワラントを含みます。)への実質投資割合は、ファンドの純資産総額の30%以下とします。
- 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時においてファンドの純資産総額の10%以下とします。
- 同一銘柄のCBへの実質投資割合は、ファンドの純資産総額の10%以下とします。
- 外貨建資産への投資には、制限を設けません。

収益の分配方針

- 年2回の決算時(1月・7月の各30日(休業日の場合は翌営業日))に、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないことがあります。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

<収益分配金に関する留意事項>

- ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・分配金は、決算期中に発生した収益(経費*1 控除後の配当等収益および有価証券の売買益*2)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも決算期中におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

*1 運用管理費用(信託報酬)およびその他の費用・手数料をいいます。 *2 評価益を含みます。

2

投資リスク

ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。
投資信託は元本保証のない金融商品です。投資信託は預貯金と異なります。

■ 基準価額の変動要因

ファンドは、主に世界各国のCBに投資しますので、以下のような要因の影響により基準価額が変動し、下落した場合は、損失を被ることがあります。

株 価 変 動 リ ス ク

株式の価格は、政治・経済情勢、発行会社の業績・財務状況の変化、市場における需給・流動性による影響を受け、変動することがあります。CBの価格は、転換先株式の価格変動の影響を受けるため、株式と同様の要因により、変動することがあります。

信 用 リ ス ク

CBの発行体の財務状況の悪化や倒産、所在する国家の政情不安等により、元本・利息の支払いが遅れたり、元本・利息が支払えない状態になった場合、またはそれが予想される場合には、当該CBの価格が変動・下落することがあります。

金 利 変 動 リ ス ク

金利の変動がCBの価格に影響を及ぼします。一般に、金利が上昇した場合には、CBの価格が下落します。

為 替 変 動 リ ス ク

為替相場の変動が投資資産の価値の変動に影響を与えることがあります。ファンドは、為替ヘッジを弾力的に行いますが、ヘッジを行った場合でも為替変動リスクを完全にヘッジすることはできません。

流 動 性 リ ス ク

CBは市場での売買高が少ない場合があり、注文が成立しないこと、売買が成立しても注文時に想定していた価格と大きく異なることがあります。

上記は、ファンドにおける基準価額の変動要因のすべてではなく、他の要因も影響することがあります。

■ その他の留意点

クーリングオフ制度(金融商品取引法第37条の6)の適用はありません。

■ リスクの管理体制

運用委託先では、運用部門から独立した部門が以下に掲げる事項その他のリスク管理を行います。

- 運用成果やリスク水準の妥当性のチェック
- 取引価格・時点や、利益相反取引の有無等、有価証券の取引にかかる適正性のチェック
- 投資方針、投資範囲、投資制限等の遵守状況のチェック

為替ヘッジを行う場合は、委託会社のミドルオフィス部門が為替ヘッジ状況を検証します。

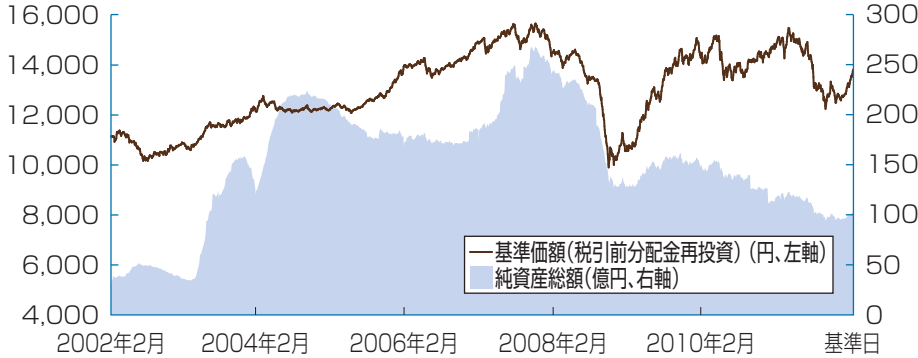
3

運用実績

最新の運用実績は、委託会社ホームページ(<http://www.jpmorganasset.co.jp>)、または販売会社でご確認いただけます。過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準日	2012年2月20日	設定日	2001年9月28日
純資産総額	103億円	決算回数	年2回

基準価額・純資産の推移



*基準価額(税引前分配金再投資)は、収益分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして算出した価額です。
*基準価額(税引前分配金再投資)は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

分配の推移

期	年月	円
17期	2010年2月	50
18期	2010年7月	50
19期	2011年1月	50
20期	2011年8月	60
21期	2012年1月	50
設定来累計		4,700

*分配金は税引前1万口当たりの金額です。

通貨別構成状況

通貨	投資比率※1
米ドル	59.6%
ユーロ	15.0%
日本円	13.5%
香港ドル	3.2%
英ポンド	3.0%
その他	3.2%

*ベビーフンドにおいて、為替ヘッジを行っています。

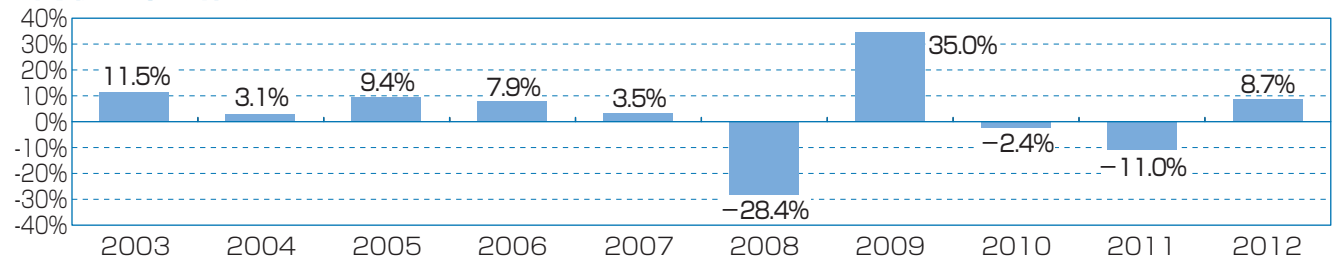
国別構成状況

投資国※2	投資比率※1
アメリカ	30.5%
日本	13.5%
フランス	9.9%
イギリス	8.0%
ドイツ	7.0%
その他	28.6%

組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	クーポン(%)	償還日	投資国※2	通貨	投資比率※1
1	KDDI 0% DEC15 CB	CB	0.000	2015/12/14	日本	日本円	3.8%
2	シーメンス	CB	1.650	2019/8/16	ドイツ	米ドル	3.5%
3	マイクロソフト	CB	0.000	2013/6/15	アメリカ	米ドル	2.7%
4	アムジェン	CB	0.375	2013/2/1	アメリカ	米ドル	2.0%
5	ルクオイル	CB	2.625	2015/6/16	ロシア	米ドル	1.9%
6	ゴールドコープ	CB	2.000	2014/8/1	カナダ	米ドル	1.7%
7	中国聯通	CB	0.750	2015/10/18	中国	米ドル	1.7%
8	テマセク	CB	0.000	2014/10/24	イギリス	シンガポールドル	1.6%
9	オリックス第3回無担保転換社債型新株予約権付社債	CB	1.000	2014/3/31	日本	日本円	1.6%
10	ユニチャーム 0% SEP13 CB	CB	0.000	2013/9/24	日本	日本円	1.6%

年間収益率の推移



*年間収益率(%) = $\frac{(\text{年末営業日の基準価額} + \text{その年に支払われた収益分配金(税引前)})}{\text{前年末営業日の基準価額} - 1} \times 100$

*2012年の年間収益率は前年末営業日から2012年2月20日までのものです。

*当ページにおける「ファンド」は、JPMワールド・CB・オープンです。

・運用実績において、金額は表示単位以下を切捨て、投資比率および収益率は表示単位以下を四捨五入して記載しています。
・CBとは新株予約権付社債券等のことです。

※1 ファンドはマザーファンドを通じて投資を行うため、マザーファンドの投資銘柄をファンドが直接保有しているものとみなし、ファンドの純資産総額に対する投資比率として計算しています。

※2 各投資銘柄につき委託会社が判断した投資国に基づいて分類しています。

4 手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。ただし、自動けいぞく投資コース*において収益分配金を再投資する場合は、1円以上1円単位とします。 *収益分配がなされた場合、税金を差し引いた後の収益分配金がファンドに再投資される申込方法です。
購入価額	購入申込日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	販売会社が定める日までに購入代金を当該販売会社にお支払いいただきます。 (購入代金=購入価額×購入口数+購入時手数料(税込))
換金単位	1口単位とします。
換金価額	換金申込日の翌営業日の基準価額とします。換金時に手数料はかかりません。
換金代金	原則として換金申込日から起算して5営業日目から、販売会社においてお支払いいたします。
申込締切時間	原則として午後3時までとします。ただし、販売会社によっては受付時間が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
購入の申込期間	平成23年11月1日から平成24年10月29日までとします。 上記期間は、その満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。
換金制限	—
購入・換金申込受付の中止及び取消し	1. 以下の場合に購入・換金申込みの受付を中止することがあり、また既に受けられた購入・換金申込みの取消しができることがあります。 <ul style="list-style-type: none">・有価証券取引市場における取引の停止・外国為替取引の停止・その他やむを得ない事情 2. ファンドの規模が運用適正額を超えて増加することにより、本来予定するファンドの運用ができなくなるおそれがあると委託会社が判断した場合に、購入申込みの受付を中止することがあります。
信託期間	無期限です。(設定日は平成13年9月28日です。)
繰上償還	以下の場合には、ファンドが繰上償還されることがあります。 <ul style="list-style-type: none">・一部解約によりファンドの純資産総額が10億円を下回ることとなった場合・ファンドを償還することが受益者のため有利であると委託会社が認める場合・やむを得ない事情が発生した場合
決算日	毎年1月30日および7月30日(休業日の場合は翌営業日)です。
収益分配	毎年2回の決算時に、委託会社が分配額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないことがあります。収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日目までに受益者に支払いを開始します。 自動けいぞく投資コースをお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料でファンドに再投資されます。
信託金の限度額	1,000億円です。
公告	委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	決算日毎および償還時に委託会社が作成し、知れている受益者に対して販売会社を通して交付します。
課税関係	課税上の取り扱いは、「公募株式投資信託」となります。 配当控除および益金不算入制度は適用されません。

ファンドの費用・税金

[ファンドの費用]

以下の費用を投資者にご負担いただきます。

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	手数料率は 3.15%(税抜3.0%) を上限とします。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 (購入時手数料=購入価額×購入口数×手数料率(税込)) 自動けいぞく投資コースにおいて収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。
信託財産留保額	かかりません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	純資産総額に対して 年率1.575%(税抜1.50%) がかかります。 信託財産に日々費用計上し、決算日および償還日の翌営業日以降に信託財産中から支払います。支払先の内訳は以下のとおりです。		
	(委託会社)	(販売会社)	(受託会社)
	年率0.735% (税抜0.70%) (内、年率0.5%を運用委託先に支払います。)	年率0.735% (税抜0.70%)	年率0.105% (税抜0.10%)
その他の費用・手数料	<p>1 以下の費用等が認識された時点で、ファンドの計理基準に従い、信託財産に計上されます。ただし、間接的にファンドが負担するものもあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有価証券の取引等にかかる費用(その相当額が取引価格に含まれている場合があります。) ・外貨建資産の保管費用 ・信託財産に関する租税 ・信託事務の処理に関する諸費用、その他ファンドの運用上必要な費用 <p>(注) 上記1の費用等は、ファンドの運用状況、保有銘柄、投資比率等により変動し、また銘柄ごとに種類、金額および計算方法が異なっておりその概要を適切に記載することが困難なことから、具体的に記載しておりません。さらに、その合計額は、受益者がファンドの受益権を保有する期間その他の要因により変動し、表示することができないことから、記載しておりません。</p> <p>2 純資産総額に対して年率0.021%(税抜0.02%)をファンド監査費用とみなし、そのみなし額を信託財産に日々計上します。ただし、年間315万円(税抜300万円)を上限とします。 なお、上記1・2の費用等の詳細は、請求目論見書で確認することができます。</p>		

(注)上記における「税」は、消費税および地方消費税相当額です。

[税金]

- 税金は以下の表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人の投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
収益分配時	所得税および地方税	配当所得として課税されます。 普通分配金に対して10%(所得税7%、地方税3%)
換金(解約)時 および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税されます。 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して10% (所得税7%、地方税3%)

(注1)上記は、平成24年2月末現在適用されるものです。平成25年1月1日以降は10.147%となる予定です。税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

(注2)法人の場合は上記とは異なります。

(注3)税金の取扱いの詳細については、税務専門家(税務署等)にご確認されることをお勧めいたします。

J.P.Morgan
Asset Management